

豊川市監査公表第34号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年1月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

## 定例監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
消 防 本 部	総 務 課	平成26年4月 1日 ～平成28年1月20日	平成27年12月10日 ～平成28年 1月20日
	予 防 課		
	通信指令課		
	消 防 署		

## 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

- (1) 重点項目
  - ア 補助金・交付金に関する事務について
- (2) 一般項目
  - ア 契約に関する事務について
  - イ 財産の管理に関する事務について
  - ウ 公金の取扱事務について
  - エ 庶務その他事務について

## 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

## 【消防本部総務課、予防課、通信指令課、消防署】

## (1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。